[事案 2019-255] 契約解除取消等請求

・令和2年12月2日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反により契約を解除されたが、募集人に不告知教唆があったとして、死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 2 月に契約した米ドル建終身保険について、被保険者が同年 10 月に死亡したため死亡保険金を請求したところ、被保険者に告知義務違反があったとして契約が解除され、死亡保険金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、死亡保険金を支払ってほしい。

- (1)募集人と被保険者は親しい間柄で、募集人が被保険者の健康状態を知らなかったはずがない。
- (2) 告知書に訂正された箇所があり、その点に関して募集人が不告知教唆を行った。
- (3) 保険会社が行った募集人への調査は不十分である。

<保険会社の主張>

募集人による不告知教唆は認められないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握する ため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、被保険者の告知義務違反は明らかである一方、募集人が被保険者の健康状態を知っていたとは言えず、不告知教唆を行ったとも認められず、保険会社の募集人への調査も不十分であるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。